

広島県告示第八百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十四年十一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した事業所	所在地	廃止年月日
	株式会社さくら介護グループ	広島市中区大手町三丁目一三番一八号	さくら支援ステーション三原	三原市本郷南四丁目一四番二〇号さくらコンフォート本郷一階	平成二十四年九月三〇日
	社団法人安芸地区医師会	安芸郡海田町栄町五番一三号	安芸地区医師会江田島町居宅介護支援事業所	江田島市江田島町中央一丁目三番二一号	平成二十四年一月一日